

札幌市告示第1065号

札幌市生活環境確保に関する条例（平成14年条例第5号）第28条の3第1項の規定により、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る環境への負荷の低減を図るための措置（以下「環境負荷低減措置」という。）その他の環境への配慮に関する措置及びその評価方法についての指針（建築物環境配慮指針）を次のとおり定め、平成19年11月1日から施行する。

平成19年7月30日

札幌市長 上田文雄

建築物環境配慮指針

1 建築物の環境配慮事項

建築主は、建築物の新築、増築又は改築に当たっては、建築物の床面積の合計（増築又は改築（以下「増改築」という。）の場合にあっては、当該増改築に係る床面積の合計をいう。以下同じ。）が2,000平方メートル以上の場合にあっては次の(1)及び(2)に掲げる環境配慮事項を、建築物の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合にあっては次の(2)アに掲げる環境配慮事項をそれぞれ実施するものとする。

(1) 建築主は、建築物を使用する者にとって重要な、室内環境及び室外環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさ及び耐久性等、建築物の環境品質及び性能の向上を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア 室内環境の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上

(エ) 空気質環境の向上

イ サービス性能の向上

(ア) 機能性の向上

(イ) 耐用性・信頼性の向上

(ウ) 対応性・更新性の向上

ウ 室外環境（敷地内）保全及び向上への配慮

(ア) 生物環境の保全と創出

(イ) まちなみ・景観への配慮

(ウ) 地域性・アメニティへの配慮

(2) 建築主は、建築物が敷地外に対して及ぼす大気汚染、騒音、エネルギー、資源消費、廃棄物等による環境への影響の低減を図るため、次に掲げる項目を実施するものとする。

ア エネルギー使用の合理化

(ア) 建物の熱負荷抑制

(イ) 自然エネルギー利用

(ウ) 設備システムの高効率化

(エ) 効率的運用

イ 資源・マテリアルの適正な利用

(ア) 水資源保護

(イ) 低環境負荷材の使用

ウ 敷地外環境の保全

(ア) 大気汚染防止

(イ) 騒音・振動・悪臭の防止

(ウ) 風害・日照阻害の抑制

(エ) 光害の抑制

(オ) 温熱環境悪化の改善

(カ) 地域インフラへの負荷抑制

2 評価方法

建築物に係る環境負荷低減措置その他の環境への配慮に関する措置の評価は、市長が別に定める建築物の総合的な環境性能を評価する方法を用いて行

う。

前 文（抄）（令和3年告示第1864号）

令和3年4月1日から施行する。